

Lausanne: International Olympic Committee, pp.91-96.

Solanellas, Francesc, Alain Ferrand & Andreu Camps (2020) *Barcelona 92 - A Legacy Case Study*, Singapore: Palgrave Pivot.

TERMCAT, Centre de Terminologia (2006) *La normalització terminològica en català: criteris i termes 1986-2004*, Barcelona: Publicacions de l'Abadia de Monserrat.

Tomlinson, Alan (2014) "Olympic legacies: recurrent rhetoric and harsh realities", *Contemporary Social Science* 9 (2), pp.137-158.

## 資料

- [1] Bover Hidirglu, Antoni (1987) *Aproximació als aspectes jurídics de la qüestió lingüística als Jocs Olímpics de Barcelona 1992*. (<https://www.fbfill.cat/publicacions/aproximacio-als-aspectes-juridics-de-la-questio-linguistica-als-jocs-olimpics-de>) (最終閲覧日：2019-09-26)
- [2] Capellades, Santi (1993) "Planificació dels usos lingüístics als Jocs Olímpics de Barcelona" a *Treballs de sociolingüística catalana* 11, Barcelona: Societat Catalana de Sociolingüística.
- [3] Solé y Durany, Joan Ramon (1992), Els convenis per a l'ús oficial del català als Jocs Olímpics de Barcelona, *Revista de Llengua i Dret* 17, pp.271-273.
- [4] *Official Report of the Games of the XXV Olympiad Barcelona 1992 Vol I-V*.
- [5] La terminologia dels Jocs del 92 elaborada pel TERMCAT, una referència internacional ([https://www.termcat.cat/Thor/files/premsa/20170725082904G319\\_20170725\\_TerminologiaOlimpica.pdf](https://www.termcat.cat/Thor/files/premsa/20170725082904G319_20170725_TerminologiaOlimpica.pdf)) (最終閲覧日：2019-09-26)
- [6] *Legislació lingüística de Catalunya - La Llei de política lingüística i altres normes lingüístiques anotades*, Generalitat de Catalunya - Departament de la Videpresidència - Secretaria de Política Lingüística. ([https://llengua.gencat.cat/ca/serveis/informacio\\_i\\_difusio/publicacions\\_en\\_linia/btpl\\_col/legislacio\\_ling\\_de\\_catalunya/](https://llengua.gencat.cat/ca/serveis/informacio_i_difusio/publicacions_en_linia/btpl_col/legislacio_ling_de_catalunya/)) (最終閲覧日：2019-10-9)

# オリンピック開催と 多言語対応

東京と北京の場合

藤井久美子

ふじい・くみこ

## 1. はじめに

2013年9月8日<sup>1)</sup>に、2020年オリンピック・パラリンピックの東京開催が決定した。これ以降、日本社会では、開催に向けた各種の取組みが始まるが、その中でも大きな位置を占めるのが、オリンピック・パラリンピックに伴い訪日する外国人への対応である。参加選手はもちろん、参加国関係者、観客など、これまででない規模の訪日外国人数が予想される<sup>2)</sup>ことから、こうした人々をどのように接遇すべきかが議論されてきた。開催決定以降、IOCでのプレゼンテーションに用いられた「おもてなし」という日本語は、日本のインバウンド誘致のキーワードにもなって、訪日外国人をもてなすためには、日本の中の外国語表示や外国語対応なども改善、充実、発展させなければならないとされた。

歴史を振り返ってみれば、日本でのオリンピック・パラリンピック開催は5回決定された。しかし、最初に決まった1940年大会は戦況の拡大に伴って中止(返上)されたために、実際に開催された(する)のは2020年で四度目である。オリンピック・パラリンピックの開催地をアジア全体で見ると、次の表のように計8回の開催となる(表1)。日本が4回で最も多く、大韓民国と中華人民共和国が2回ずつである。

表1 アジアで開催された（る）オリンピック・パラリンピック

開催年	都市	国名	大会
1964年	東京	日本	夏季
1972年	札幌	日本	冬季
1988年	ソウル	大韓民国	夏季
1998年	長野	日本	冬季
2008年	北京	中華人民共和国	夏季
2018年	平昌	大韓民国	冬季
2020年	東京	日本	夏季
2022年	北京	中華人民共和国	冬季

オリンピックは平和の祭典として位置づけられてはいるが、実際にはナショナリズムとの強い結びつきを持っており、開催都市・開催国の威信をかけた、競技を通じた国家・地域間の戦いの場であることは否定できない。こうしたことは、オリンピック開催の意義などを見ると明らかになる。中華人民共和国の首都・北京の場合、夏季大会の開催は2001年7月に決定したが、同年に中華人民共和国は世界貿易機関（WTO）に加盟しており、オリンピック開催は中国経済の一層の発展を象徴する出来事と捉えられた。また、この年は中華人民共和国で「国家通用语言文字法（国家通用言語文字法）」が公布・施行され、国家による言語管理が強化された年でもある。その後、オリンピック開催の2008年までの間には、孔子学院も設立された。2017年には、夏季大会と同じ北京で2022年に冬季大会を開催することも決まり、中華人民共和国では、前回の夏季大会の見直しと、22年大会に向けた動きが加速している。

以上のようなことから、筆者は、アジアでの開催国である3か国の中でも、日本に加え、中華人民共和国での動きに関心を持った。そこで、本稿では、2020年の開催を控えた日本と、その2年後に2回目の開催を迎える中華人民共和国との、オリンピック・パラリンピック開催に伴う言語面での対応について比較、考察を行い、オリンピック・パラリンピックが、スポーツ競技だけでなく、大会を通して行われる言語サービス・言語普及においてもナショナリズムとの結びつきを持つことを明らかにする。

## 2. 近代オリンピックと国家

そもそも、オリンピックは、古代ギリシャで始まった時からポリス間での慢性的な争いを休戦させて行われる祭典であり、背景には抗争があった。それを近代オリンピックとして復興させたのがフランスの教育者ピエール・ド・クーベルタン男爵であった<sup>3)</sup>。クーベルタンは、1894年6月のパリ万国博覧会の際に開かれたパリ国際アスレチック・コンGRESでオリンピックの復興を提唱し、その後、古代オリンピック発祥の地であるギリシャで、1896年に第1回の近代オリンピック大会を開催することが決定した。オリンピックの再興が決まった19世紀末のヨーロッパは、ナショナリズムの高揚や新たな国民国家の誕生などもあって平和とは言えない状況にあった。植民地の争奪も勃発して、まるで古代ギリシャのように、自国の権力増強を競った時代であった。そのような時代の副産物が近代オリンピックなのである。

オリンピック憲章<sup>4)</sup>には、「オリンピズムの根本原則」として、「2. オリンピズムの目的は、人間の尊厳の保持に重きを置く平和な社会の推進を目指すために、人類の調和のとれた発展にスポーツを役立てることである」と書かれている。また、「第1章 オリンピック・ムーブメント」の「1 オリンピック・ムーブメントの構成と全般的な組織」には、「1. オリンピック・ムーブメントは、国際オリンピック委員会の最高権限と指導のもと、オリンピック憲章に導かれることに同意する組織、選手、その他の個人を包含する。オリンピック・ムーブメントの目的は、オリンピズムとオリンピズムの価値に則って実践されるスポーツを通じ、若者を教育することにより、平和でより良い世界の構築に貢献することである」とも記されており、こうしたことから、オリンピックは「平和の祭典」であるとも言われる。

さらに重要なのは、「オリンピック・ムーブメント」の「6 オリンピック競技大会」に書かれた、「1. オリンピック競技大会は、個人種目または団体種目での選手間の競争であり、国家間の競争ではない〔……〕」という言葉である。つまり、オリンピックは、選手という個人がそれぞれに競技で競うことはあっても、彼らが国を代表して戦うことはない、ということである。しかし、昨今の状況を見ていてわかるように、今やオリンピック・パラリンピックは、スポーツの場を用いた国同士による戦いともいえる側面を持つ。そもそも、「オ